

# 介護保険負担限度額認定の申請について

## 申請手順

- 手順1** 下記①「対象要件」で負担限度認定の対象になるかご確認ください。
- 手順2** 手順1でご利用者が対象になるかご不明な場合は、下記②「介護保険負担限度額認定申請手順」をご確認ください。
- 手順3** 対象の場合は、預貯金等の添付書類のコピーをとり、申請書と一緒に郵送してください。窓口で申請する場合は、確認に時間を要するため、郵送での申請をお勧めします。

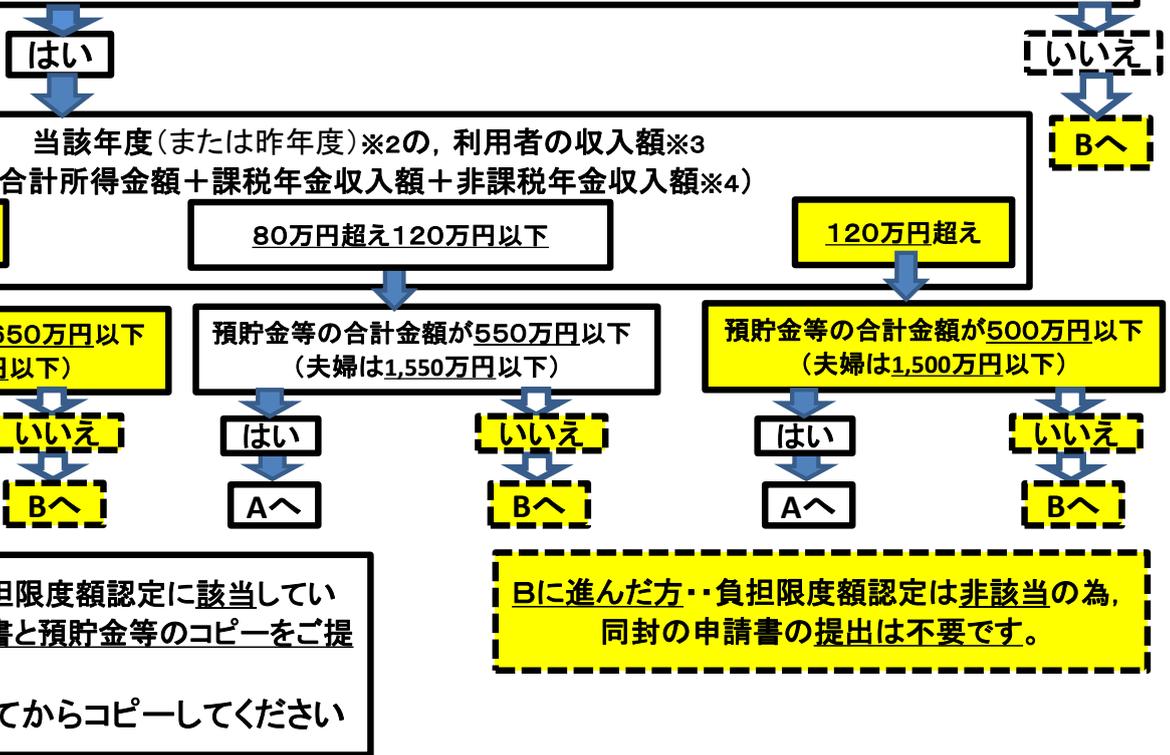
### ①対象要件

利用者負担段階	収入等に関する申告		預貯金等合計金額の基準額
1段階	生活保護受給者/市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万（夫婦は2,000万）円以下
2段階	市町村民税 世帯非課税者	収入等合計額：年額80万円以下	650万（夫婦は1,650万）円以下
3①段階		収入等合計額：年額80万円を超え120万円以下	550万（夫婦は1,550万）円以下
3②段階		収入等合計額：年額120万円を超え	500万（夫婦は1,500万）円以下

※第2号被保険者は単身の場合1,000万円，夫婦の場合2,000万円以下  
 ※収入等とは，課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額を指します。

### ②「介護保険負担限度額認定申請手順」

**利用者の世帯全員及び配偶者※1の当該年度（または昨年度）※2の市民税が非課税**



※1 「配偶者」には別世帯の方，内縁の方も含まれます。  
 ※2 「利用者の世帯及び配偶者の課税状況」と「利用者の収入額」の勘案対象となる年度は，ご申請月によって異なります。8月～12月にご申請の場合は当該年度（昨年1月～12月の収入額）を，1月～7月にご申請の場合は昨年度（一昨年1月～12月の収入額）をご確認ください。  
 ※3 「本人の収入額」は，年金の源泉徴収票等をご参照ください。なお，年金の支給が年間で6回の場合，「1回あたりの支給額×6＝おおよその年金収入額」が算出できます。  
 ※4 「非課税年金収入額」とは，遺族年金・障害年金を含みます。  
 ※ 生活保護の方又は市民税非課税である老齢福祉年金受給者で預貯金等の合計金額が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下の方も介護保険負担限度額認定に該当しますのでご申請ください。  
 ※ 利用者が第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の方も利用者が市民税非課税・預貯金等の合計金額が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下に該当すると介護保険負担限度額認定に該当しますのでご申請ください。